

施設設置の手續

事業計画書の整理

施設の種別及び規模
廃棄物の種別及び性状
地域特性

事前協議

要綱等に基づく事前協議

調査計画書の作成

対象地域の選定
調査項目の選定
調査・予測手法の選定

現況把握

調査等の実施

予測及び評価

調査項目の変化の程度及びその範囲を把握するための
予測実施影響の程度について環境基準等の目標を
考慮し評価

生活環境影響調査書の作成

生活環境影響調査の結果を記載した図書の作成

許可申請

設置の計画、維持管理の計画、
生活環境影響調査書の提出 告示縦覧※
関係者からの意見聴取※(住民説明会の開催)

審査

国の定める技術上の基準への適合に加え、地域の生活
環境に適正な配慮が行われているかについて審査

許可/不許可の決定

工事着手

使用前検査申請

使用前検査の実施

施設の運営開始

フォローアップ

3ヶ月～
1年6ヶ月

3ヶ月～
6ヶ月

備考

※産業廃棄物(汚泥、廃油、廃プラスチック類、PCB、木くずなど)の焼却施設、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設、PCB分解・洗浄・分離施設及び最終処分場を設置しようとする場合のみ必要。

工場環境影響評価書に記載した既設事業を避ける
環境の変化の有無を監視するためのモニタリング調査
の実施